

大気汚染に係る環境目標値

(平成17年名古屋市告示第402号・最終改正令和2年2月名古屋市告示第57号)

1 市民の健康の保護に係る目標値

物質名	環境目標値	達成時期
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。	令和5年度
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	令和5年度
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	達成を維持するものとする。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	早期に達成するよう努めるものとする。

備考 1 地域は、名古屋市全域とする。

2 測定方法及び評価方法は、環境基準と同一とする。

3 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分流装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

5 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

6 光化学オキシダントについては、令和12年度までに「昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数が300時間以下であること。」を当面の目標として設定する。

2 快適な生活環境の確保に係る目標値

物質名	環境目標値	達成時期
浮遊粒子状物質	1年平均値が0.015mg/m ³ 以下であること。	達成し、維持するよう努めるものとする。

備考 1 地域は、名古屋市全域とする。

2 測定方法は、環境基準と同一とする。評価方法は、測定結果の1年平均値を環境目標値と比較し、その他については、環境基準の評価方法を準用する。

3 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。